

総価契約単価合意方式について

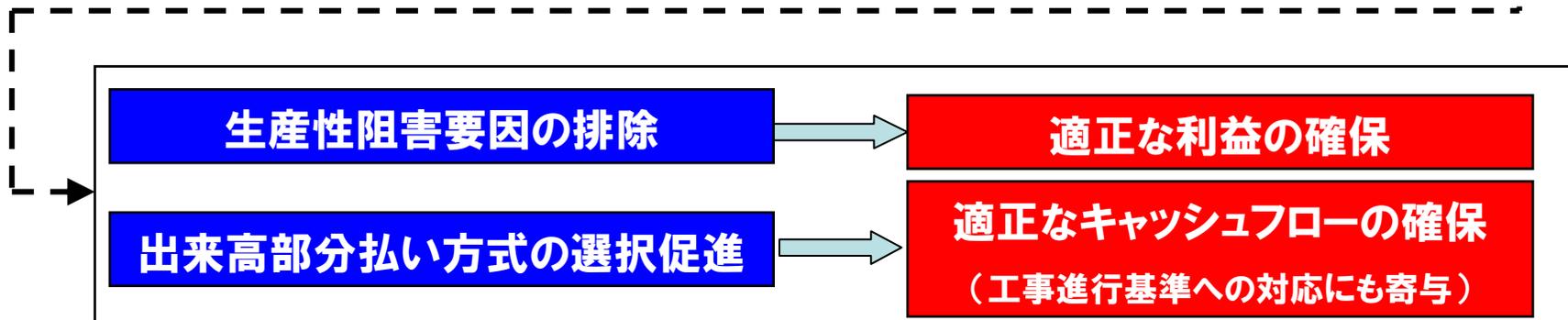
平成22年4月

国土交通省 中部地方整備局

総価契約単価合意方式の本格導入

【現状と導入後の比較】

要素	現状	導入後
契約方式	総価で契約	総価で契約 単価で合意(レベル4を想定)
設計変更額算定に用いる単価	当初官積算に基づく単価 片務性の存在	受発注者間で合意した単価 双務性の向上
特徴	請負企業の技術的特性等が反映されない額となるおそれ 設計変更協議の難航	請負企業の技術的特性等が反映された額 設計変更協議の円滑化



総価契約単価合意方式の実施方法

背景

・工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図る。

導入時期

・平成22年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

対象工事

・工事請負業者選定事務処理要領第3に掲げる工事種別のうち、第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十七号まで及び第十九号に掲げる工事において実施するものとする。

工事請負業者選定事務処理要領第3に掲げる工事種別のうち下記●を対象とする。

● 一	一般土木工事	(土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
● 二	アスファルト舗装工事	
● 三	鋼橋上部工事	
● 四	造園工事	
五	建築工事	(建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
六	木造建築工事	
● 七	電気設備工事	
八	暖冷房衛生設備工事	(空調和設備工事を含む。以下同じ。)
● 九	セメント・コンクリート舗装工事	
● 十	プレストレスト・コンクリート工事	
● 十一	法面処理工事	
● 十二	塗装工事	
● 十三	維持修繕工事	(河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。)
● 十四	河川しゅんせつ工事	
● 十五	グラウト工事	
● 十六	杭打工事	
● 十七	さく井工事	
十八	プレハブ建築工事	
● 十九	機械設備工	(機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
二十	通信設備工事	
二十一	受変電設備工事	

※ 七.電気設備工事、一九.機械設備工のうち、建築関係のものは対象外とする。

総価契約単価合意方式の実施方法

実施方法

- ・単価等を個別に合意する方式(単価個別合意方式)を基本。
ただし、分任支出負担行為担当官の発注工事においては、請負者の希望により、単価等を包括的に合意する方式(単価包括合意方式)も可能とする。

入札公告等による入札参加者への周知

- ・本方式の対象工事であることを入札参加希望者に周知する。

- ◆一般競争入札の場合 : 入札公告
及び入札説明書
- ◆工事希望型競争入札の場合 : 送付資料
- ◆上記以外の指名競争入札の場合 : 指名通知
- ◆随意契約の場合 : 見積依頼書

(記載例)

(○) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後〔詳細設計完了後の変更契約後〕受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。【 部は、分任支出負担行為担当官が発注する工事においては、「請負者の希望により、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)又は単価を包括的に合意する方式(以下「単価包括合意方式」という。)を選択できるものとする。」と記載。】なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

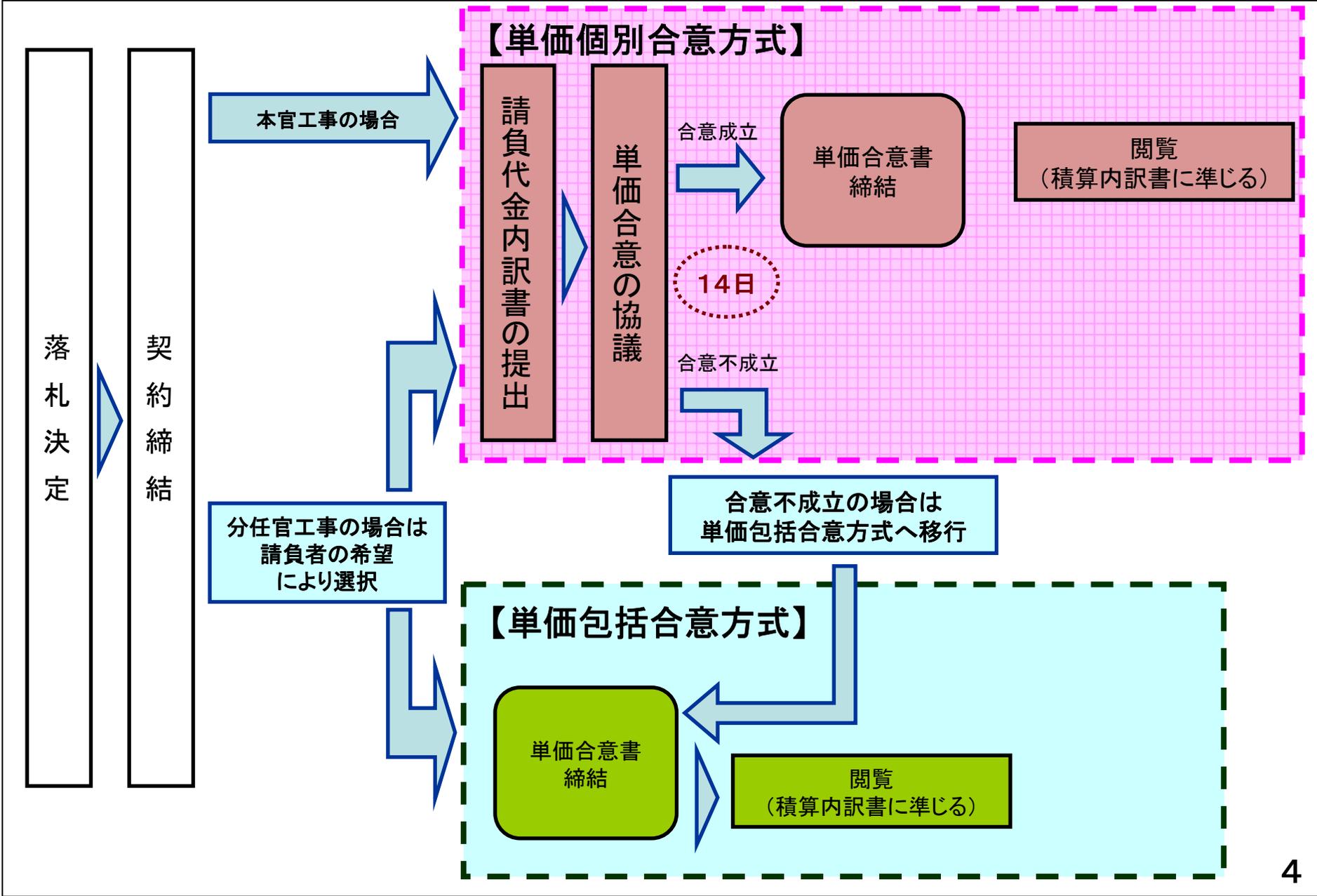
[注] [] 内は設計・施工一括発注方式の場合

合意した単価の適用

- 第24条(請負代金額の変更方法等)
- 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第29条(不可抗力による損害)
- 第37条(部分払)
- 第38条(部分引渡し)

記載内容の変更・追加

総価契約単価合意方式とは



単価合意の方法【単価個別合意方式の場合】

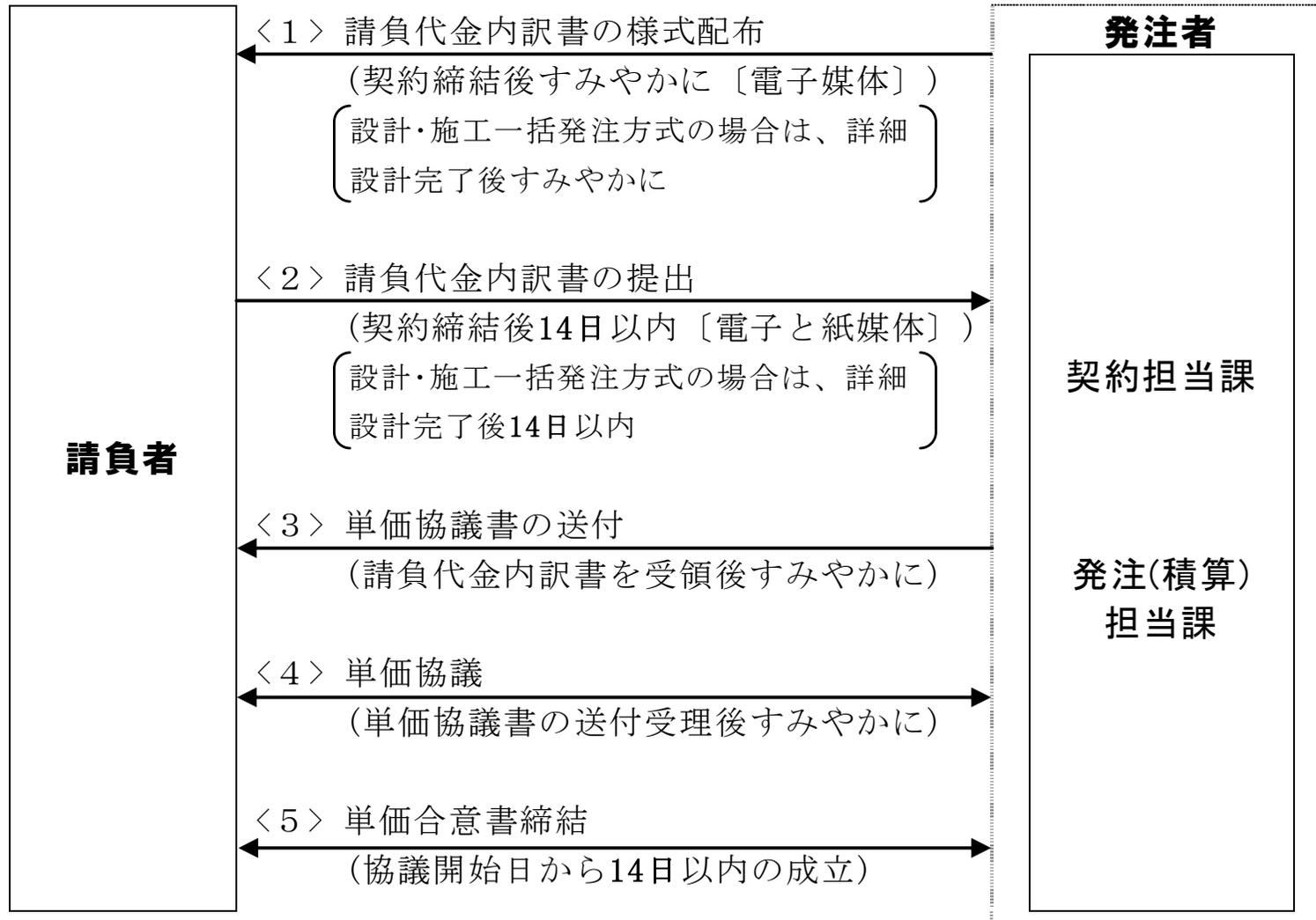
単価合意の方法

工事請負契約書締結直後^{※1}の単価合意は以下の手順により実施する。

- 1) 単価合意は、工事数量総括表を基本とし、直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)、共通仮設費(率分)、現場管理費及び一般管理費等の単価等を合意する。
- 2) 単価合意は、請負者が提出した請負代金内訳書に基づき行う。
- 3) 一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。
- 4) 「単価合意書」に「単価表」を添付して締結する。
- 5) 協議開始から14日以内に単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」により締結する。
- 6) 単価合意書の締結後、発注者は当該合意書を、閲覧に供する方法により速やかに公表する。また、情報公開通達に基づき契約の内容を公表する際には、当該工事が総価契約単価合意方式によったものである旨を明らかにする。

※1:設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後に実施する。

単価協議・合意の概略手順【単価個別合意方式の場合】



単価合意書【単価個別合意方式の場合】

単価協議の結果として「単価合意書(合意単価を表示した「単価表」)」を締結する。

発注者・請負者間
で締結

変更金額の
算定等に使用

(単価個別合意方式の場合)

(別記様式1)

単 価 合 意 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更を用いる単価または金額(契約単位が一式の項目については単価ではなく金額)について、別途の単価表のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

※ 前後工事の場合は、「契約の変更を用いる…」を「契約の変更及び随意契約予定の後工事に用いる…」に変更し記載する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 支出負担行為担当
〇〇〇〇〇〇〇〇 印

請負者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

単価表(例)

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	合意単価	金額	適用
橋梁下部					式	1		28,650,000	
	道路土工				式	1		1,560,000	
		掘削工			式	1		1,560,000	
			掘削(土砂)		m3	5,000	312	1,560,000	
	RC橋脚工				式	1		27,090,000	
		作業土工			式	1		500,000	
		場所打杭工			式	1		20,000,000	
			場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長)20.0m	本	8	2,500,000	20,000,000	
		橋梁躯体工(構造物単位)			式	1		5,590,000	
			T型橋脚	24-8-25(20)(高炉)	m3	160	25,000	4,000,000	
			鉄筋	SD345 D16~25	t	6.00	115,000	690,000	
			鉄筋	SD345 D29~32	t	7.50	120,000	900,000	
直接工事費					式	1		28,650,000	
共通仮設費					式	1		4,700,000	
	共通仮設費				式	1		1,020,000	
		運搬費			式	1		1,020,000	
	共通仮設費(率計上)				式	1		3,680,000	
純工事費					式	1		33,350,000	
	現場管理費							8,000,000	
工事原価					式	1		41,350,000	
	一般管理費等				式	1		3,650,000	
工事価格					式	1		45,000,000	
消費税相当額					式	1		2,250,000	
工事費計					式	1		47,250,000	

細別に関する単価を合意

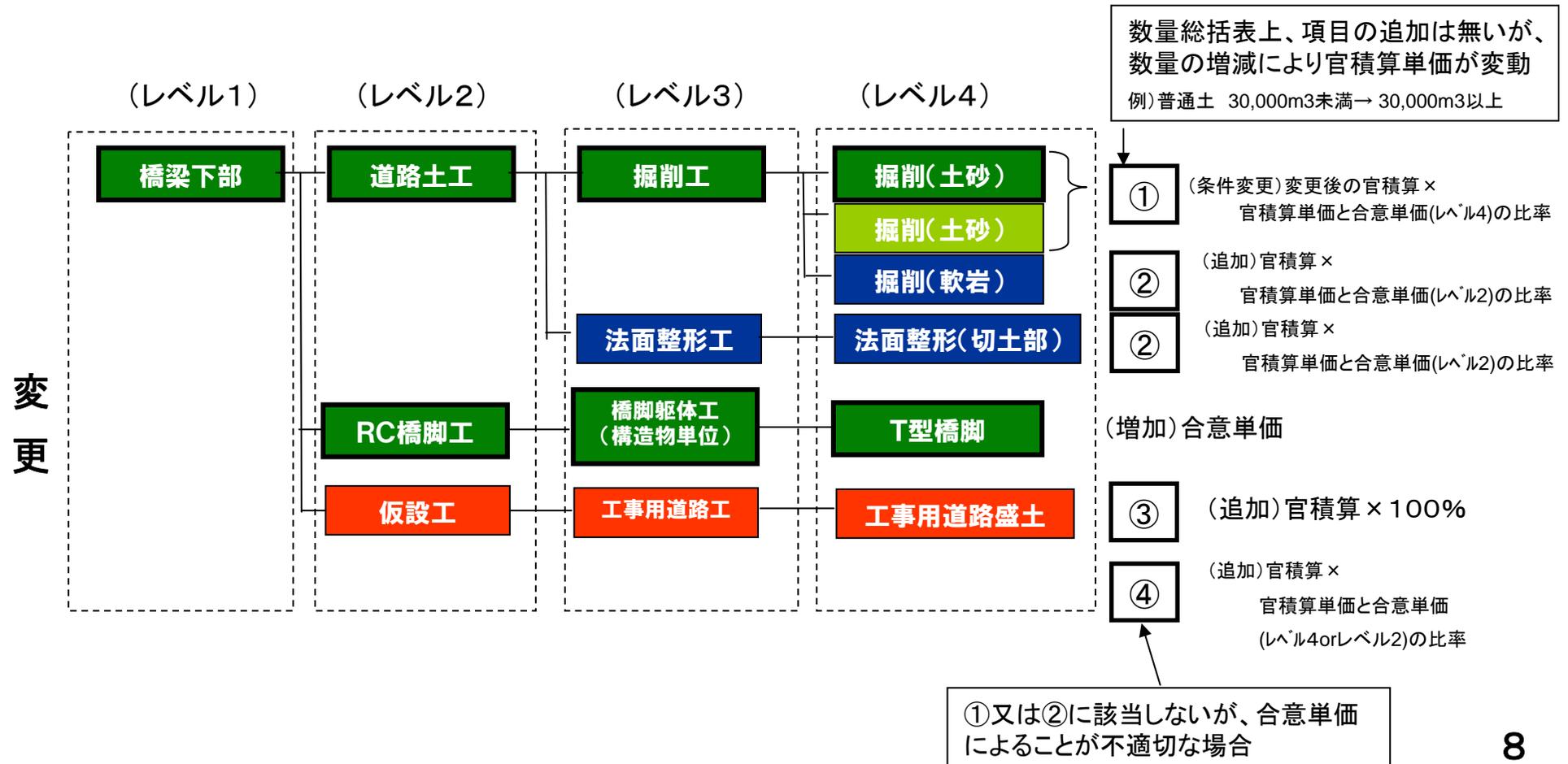
共通仮設費(率計上分)、
現場管理費、一般管理費
等は額で合意

なお、本単価表に記載のない工種が追加された場合については、変更時の単価を基礎とする。

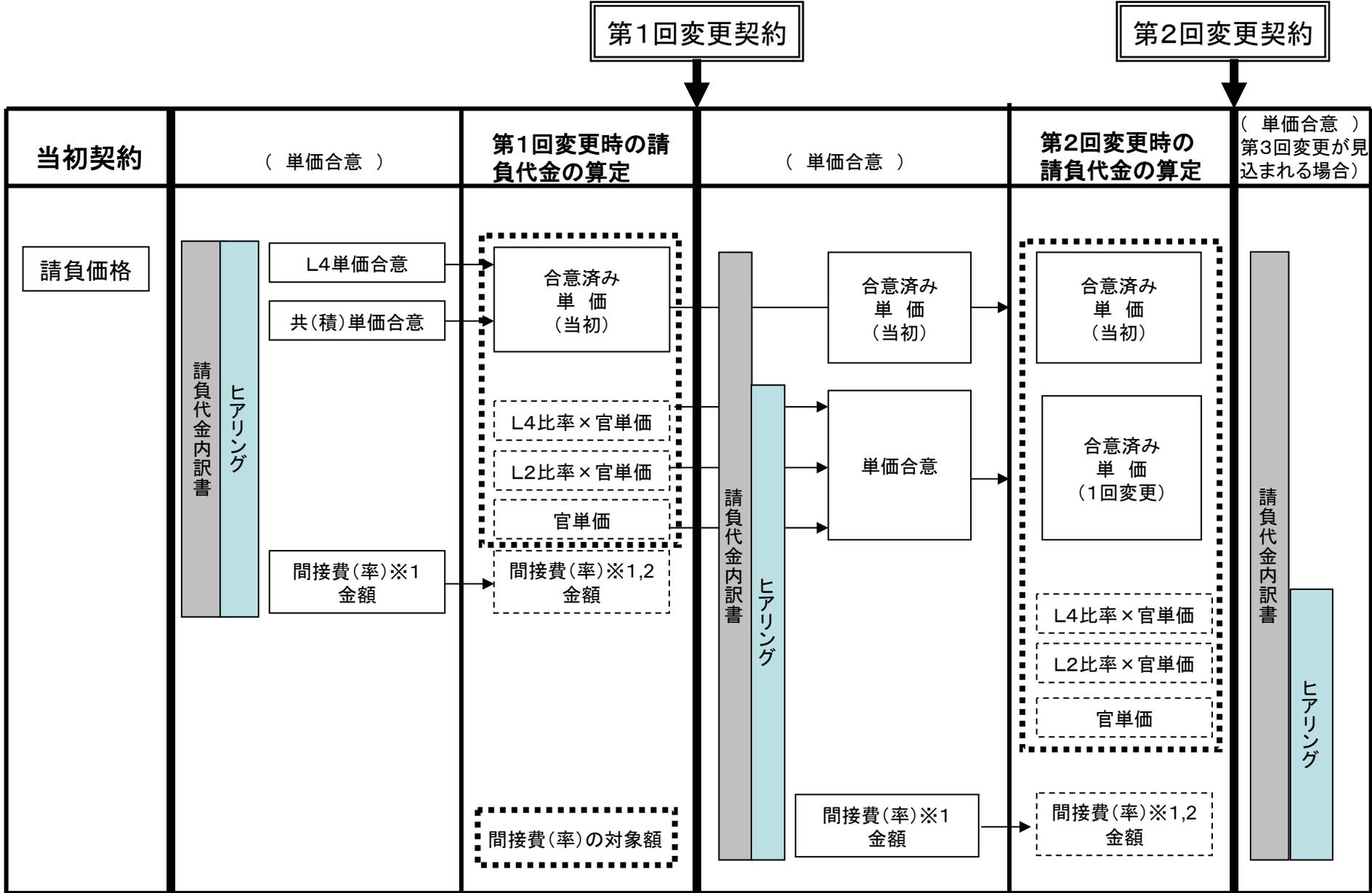
請負代金額の変更【単価個別合意方式の場合】

単価合意書記載の単価以外を用いる場合

- ①数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合
- ②施工条件が異なる場合
- ③単価合意書に記載のない工種が生じた場合
- ④単価合意書記載の単価によることが不適切な場合



単価個別合意方式における複数回の請負代金変更算定 イメージ



※1:間接費(率)には共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む
 ※2:変更前の対象額に対する合意金額の比率等にて算出

単価合意の方法【単価包括合意方式の場合】

単価包括合意方式は、分任官工事でかつ請負者が希望した場合に限定される

単価合意の方法

工事請負契約書締結直後(※1)の単価合意は以下の手続きにより実施する。

- 1) 単価合意は、工事数量総括表に記載の項目①について、当初契約の予定価格(変更契約の場合は官積算額②)に対する請負代金額の比率に基づき行うものとする。
- 2) 「単価合意書」に「工事数量総括表」を添付して締結する。
- 3) 単価合意書の締結後、発注者は当該合意書を、閲覧に供する方法により速やかに公表するものとする。なお公表の方法については、情報公開通達における予定価格の積算内訳の取扱に準じることとする。また、情報公開通達に基づき契約の内容を公表する際には、当該工事が総価契約単価合意方式によったものである旨を明らかにすること。

※1 設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後に実施する

【用語解説】

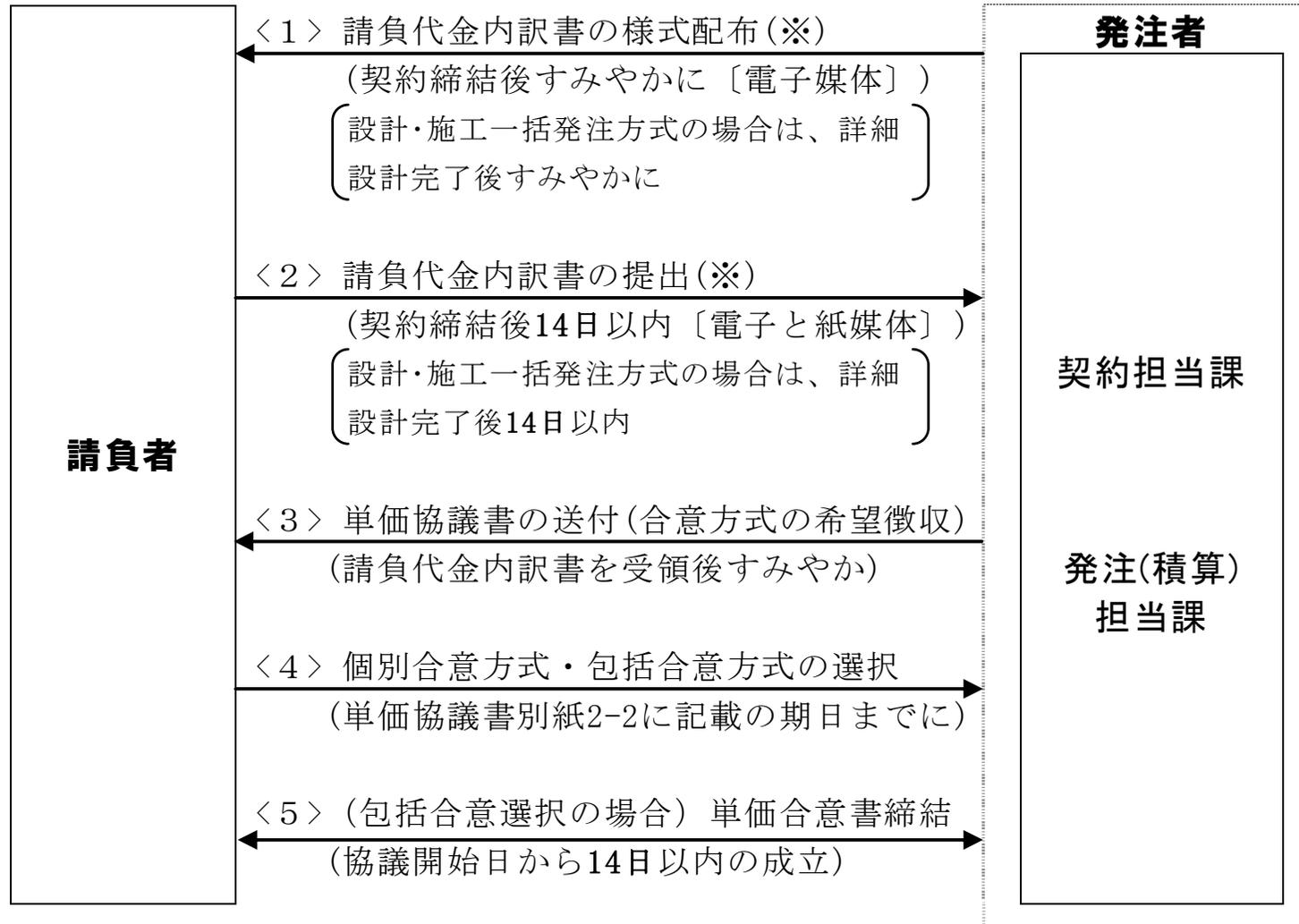
① 項目 …………… 原則として、工事数量総括表に記載の細別(レベル4)を指す。

② 変更契約の場合は官積算額 ……………

第1回変更契約後は、当初契約と第1回変更契約の官積算額の計。
第2回変更契約後は、当初契約と第1回・2回変更契約の官積算額の計となる。(以降の複数回変更時も同様)

また、官積算額には、積算基準書に基づいた官積算額(以下「一次官積算額」と、単価合意書等に基づいた官積算額(以下「二次官積算額」)が存在するが、ここでは一次官積算額を指す。

単価協議・合意の概略手順【単価包括合意方式の場合】



(※) 請負代金額1億円未満等の請負代金内訳書の提出を求めない工事の場合は、上記<3>より開始する。但し<4>にて個別合意が選択された場合は、すみやかに<1><2>を経て個別単価協議を行う。

単価合意書【単価包括合意方式の場合】

単価協議の結果として「**単価合意書(契約変更の考え方について合意)**」を締結する。

発注者・受注者間
で締結

(単価包括合意方式の場合)

(別記様式3)

単 価 合 意 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更用いる単価等の考え方について、下記のとおり合意する。

記

- ・ 契約変更等において用いる単価等は、別紙の工事数量総括表に記載の項目については、本契約の予定価格に対する請負代金額の比率を乗じたものを変更時の価格の基礎とする。なお、別紙に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、変更時の価格を基礎とする。
 - [・ 工事請負契約書第3条の規定のうち、請負代金内訳書に係る規定は適用しない。]
- 注： [] 内は請負代金内訳書の提出を求めない場合に記載。

【工事数量総括表を別紙として添付】

※ 複数回変更する場合は、以下のとおり記載
・ 契約変更等においては、変更時の価格に、第〇回変更契約時までの請負比率を乗じたものを基礎とする。
なお、別紙に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、変更時の価格を基礎とする。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

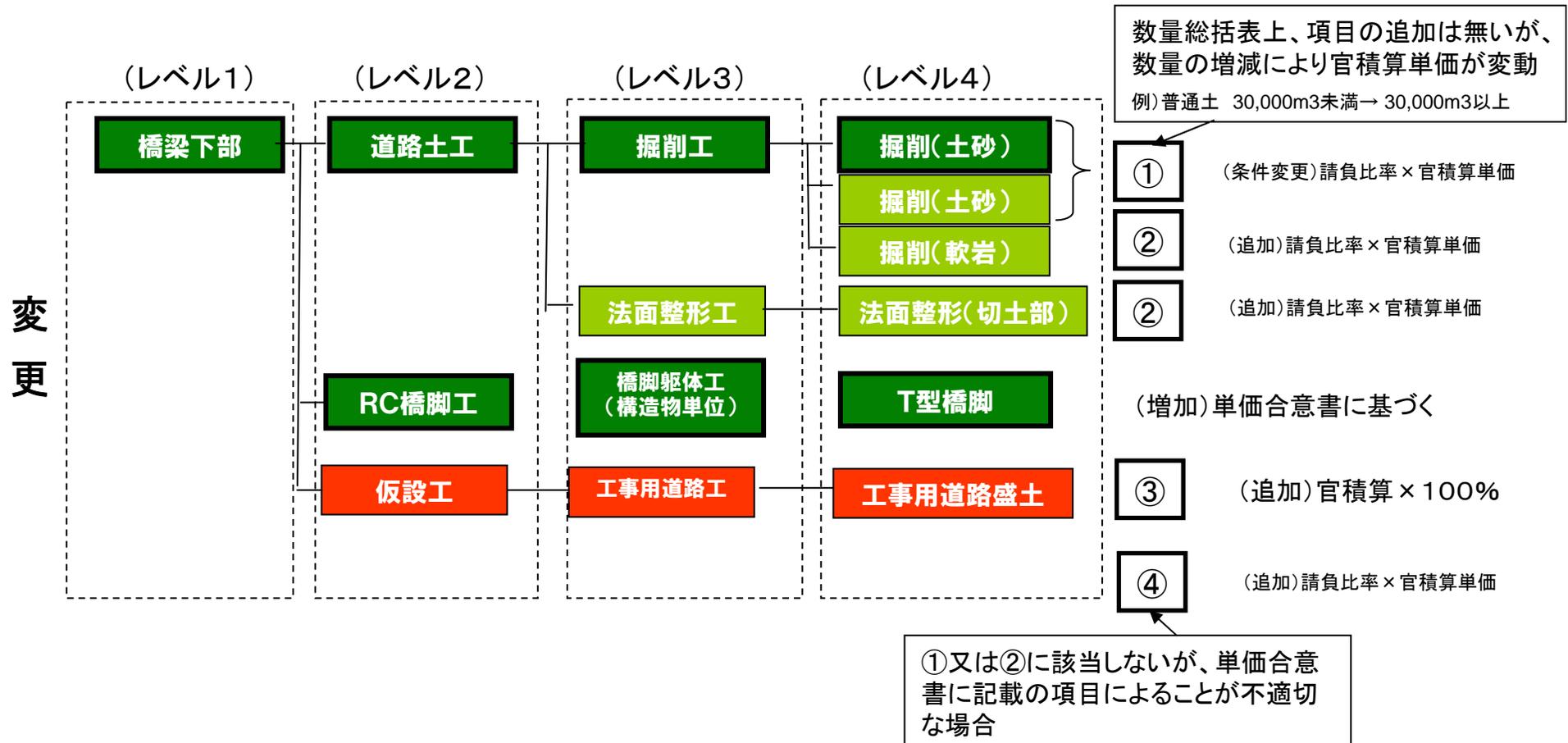
平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名	支出負担行為担当官	
		〇〇〇〇〇〇〇〇	印
請負者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	印

請負代金額の変更【単価包括合意方式の場合】

単価合意書(工事数量総括表)に記載のない項目が追加された場合

- ①数量の増減が著しく単価合意書記載の項目とは異なると認められる場合
- ②施工条件が異なる場合
- ③単価合意書に記載のない工種が生じた場合
- ④単価合意書に記載の項目によることが不適切な場合



注:「請負比率」とは官積算額に対する請負代金額

お知らせ

国土交通省中部地方整備局
http://www.cbr.mlit.go.jp/

安全で住みやすい
中部を目指して

緊急情報

ユーザー別で探す

おでかけ情報
広報・広聴
公開情報
建設関係情報
予算関係情報
採用情報

中部地方整備局HPにて 総価契約単価合意方式の実施要領及び解説を掲載

おでかけ情報
広報・広聴
公開情報
建設関係情報
予算関係情報
採用情報

国土交通省中部地方整備局 建設技術に関するページ
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm

建設技術に関するページ

総価契約単価合意方式について

- 総価契約単価合意方式_実施要領 (PDF: 228 KB)
- 総価契約単価合意方式_実施要領の解説 (PDF: 414 KB)

「よくあるご質問」
(近日掲載)